

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年4月24日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

不動産投資信託証券発行者名 東急リアル・エステート投資法人

(コード番号 8957 東証不動産投資信託証券市場)

代表者の役職・氏名 執行役員
(署 名)

柏崎 和義

本投資法人の執行役員である柏崎和義は、本投資法人の2019年8月1日から2020年1月31日までの第33期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。 私が不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）上の投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、法定開示を含む資産の運用に係る業務等を東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、投信法に基づき、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務、資産の保管に係る業務等（以下、「一般事務等」といいます。）を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

2. 有価証券報告書提出までのプロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社にて有価証券報告書を作成し、2020年4月24日開催の本投資法人役員会で承認の後、同日に関東財務局長に有価証券報告書を提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者より、一般事務等の処理状況につき定期的に業務報告書を受領し、本投資法人役員会で審議を行い、必要に応じて調査を実施しております。

- (2) 本投資法人の法律顧問（森・濱田松本法律事務所）より、有価証券報告書の作成に際して日本法に関する助言を受けております。
- (3) 本投資法人の会計監査人（PwC あらた有限責任監査法人）より、2020 年 4 月 23 日に金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される適正意見を付した監査証明を受領しております。
- (4) 資産運用会社より、2020 年 4 月 23 日において不実の記載がないと認識するために確認した事項及び手続について以下の内容の確認書を受領しております。

① 社内体制の確立及び運用

(i) 業務執行体制

- a) 組織規程により業務分掌と所管部署が明確化され、同規程と実際の体制に乖離がないことを確認しています。

(ii) 内部監査

- a) 内部監査部署による内部監査が適時・適切に行われており、業務の改善に向けた適切な助言等を行い、内部監査結果は監査終了後に取締役会及び被監査部署に報告され、指摘事項に関する是正措置が採られていることを報告書で確認しています。

(iii) 監査役監査

- a) 監査役監査が適切に実施され、業務の改善に向けた助言等が行われていることを確認しています。

(iv) 重要な経営情報の報告体制

- a) 全ての重要な経営情報について、同社の経営者に適切に付議・報告されており、そのうち開示に係る情報は有価証券報告書の作成部署に漏れなく伝達され、的確に有価証券報告書に反映する体制を整えています。

(v) 規程・判断基準・方針等の周知徹底

- a) 本投資法人で定める開示方針に基づき、投資法人投資運用業に関する開示規程及び投資法人投資運用業に関する開示細則（事務ガイドライン）を整備し、情報開示に係る判断基準及び運用基準を設定しています。
- b) 各部署に対し、有価証券報告書の作成要領が周知徹底されていることを確認しています。
- c) 決算基本方針及び決算実施計画が事前に周知徹底されているとともに、決算報告の手続及び内容が適切であることを確認しています。

(vi) コンプライアンス・リスクマネジメント

- a) 社内にコンプライアンス部署を設置し、公正透明な活動を行うことを社内に周知徹底しています。
- b) 情報システムに関し、情報管理関連規程を整備するとともに、内部監査を通じて情報システムリスクの識別・評価を行い、評価結果に基づく対策を実施する体制を整備・運用しています。
- c) 重要なリスクを認識・測定・モニタリング・コントロールするための体制を整備・運用しています。

② 有価証券報告書作成・開示プロセス

- a) 財務諸表及び関連する財務情報が、すべての重要な点において本投資法人の業績と状況を適切に表示していることを確認しています。
- b) 重要な業務プロセスにつき財務報告にかかる内部統制の整備・運用がなされていることを所定の責任者に確認しています。
- c) 有価証券報告書に関する作成責任部署の作成及び確認体制が整備されており、また、作成に必要な信頼性のある情報が関連各部署より作成部署に収集され、かつ、関連諸法令に準拠して作成されていることを確認しています。

- d) 有価証券報告書の作成体制・手続について作成責任者から書面にて報告を受け、重要な開示情報が収集されていることを確認しています。
- e) 有価証券報告書の記載内容において、前営業期間と大幅に変動した項目につき作成責任部署よりその分析結果の報告を受け、合理的なものであることを確認しています。
- f) 有価証券報告書に関する作成責任部署は、開示に関する規則の新設・改訂・廃止や経営情報の変化等を適時かつ的確に把握し、有価証券報告書に適切に反映させていることを確認しています。
- g) 有価証券報告書に関する作成責任部署は、内部統制の自己評価を定期的実施し、かつ内部監査部署が当該部署の自己評価の妥当性を監査しています。
- h) 有価証券報告書の基礎資料が適正であることを確認し、その基礎資料の内容を関係部署で確認する体制を整えています。
- i) 有価証券報告書の作成に当たり、各部署において開示情報の集計プロセスの評価・検証手続きを実施しています。
- j) 有価証券報告書の作成部署及び開示に責任を有する部署は、有価証券報告書の基礎となる情報が、有価証券報告書に記載されるまでのプロセスを把握しており、そのプロセスで起こり得る誤りとそれを防止・発見・是正する統制を構築・運用しています。

③ 開示委員会

- a) 本投資法人の発生事実に係る適時開示を審議する開示委員会が設置されており、適時開示に責任を有する情報開示専門部署により、適時適切に運営が行われています。

④ 取締役会

- a) 本投資法人に有価証券報告書を提出するにあたり、取締役会で作成責任者が作成過程及び検討結果の報告を行うとともに、所定の手続きを経ています。

以 上